

④ 市・県民税の申告相談のお知らせ

問 税務課(内線113)

令和5年度の市・県民税の申告相談ならびに令和4年分確定申告について、次のとおり行います。
詳細は、例年「市・県民税申告パンフレット」にて12月中旬に区長回覧でご案内していましたが、今回から「広報かさま1月号」(令和5年1月5日(木)発行)の折込でご案内します。

申告期間 令和5年2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日・祝日は除く。

ただし、日曜申告は2月26日(日)のみ開場します。

申告時間 午前9時～午後5時

場所 市役所本所 教育棟 2階(笠間市中央3-2-1)

【前回との主な変更点】

○日曜申告は、2月26日(日)のみ開場します。

○予約・変更の受付開始日 2月7日(火)～

予約できるのは、2週間先までになります。

【例】2月7日(火)時点では2月21日(火)まで予約可

3月1日(水)時点では3月15日(水)まで予約可

○申告の義務があると見込まれる方への期日・時間帯を指定したはがき(期日・時間帯指定)を令和5年1月27日(金)発送予定です。

⑤ 皆さんの意見をお聞かせください**～パブリック・コメント手続き制度～**

問・提出先 総務課(内線206) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1

FAX 0296-78-0612 メール info@city.kasama.lg.jp

次の案件について、パブリック・コメントを行います。「パブリック・コメント手続き制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させる制度です。実施期間中は市公式ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で案を閲覧できます(市ホームページ⇒「パブリック・コメント」で検索)。

皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

案件名 笠間市個人情報保護法施行条例(案)

案の趣旨

これまで個人情報の保護については、国や地方公共団体、民間事業者等がそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、その取扱いを規定していましたが、デジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、機関ごとの規定の相違によるデータ流通の支障などから、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。あわせて「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまで別々であった個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになり、令和5年4月からは、改正法の規定が全国共通ルールとして適用されることとなったことから、現在の個人情報保護条例を廃止し、笠間市個人情報保護法施行条例を制定するものです。

意見の提出方法

窓口で直接または郵便、FAX、メールで提出してください(書式自由)。

※いただいたご意見は、市から回答するとともに市ホームページに掲載します。

意見募集期間 12月27日(火)～令和5年1月23日(月)

市役所本所1階ロビーでマイナポイントの申請をサポートしています。お気軽にご相談ください。